○経済産業省告示第六十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

本則に次の一項を加える。

3　平成二十六年度に係る納付金単価　一キロワット時当たり〇・七五円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から適用する。

○経済産業省告示第六十八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十六年度に係る経済産業大臣が定める量を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業大臣が定める量　三十四・六億キロワット時

○経済産業省告示第六十九号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成二十四年経済産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

第一項の表第三号中「（四十二・〇〇円）」を削り、同表第四号中「（五十七・七五円）」を削り、同表第五号中「（二十三・一〇円）」を削り、同表第六号中「（三十五・七〇円）」を削り、同表第七号中「一千」を「千」に改め、「（二十・四五円）」を削り、同表第八号中「一千」を「千」に改め、「（二十五・二〇円）」を削り、同表第九号中「（四十二・〇〇円）」を削り、同表第十号中「（二十七・三〇円）」を削り、同表第十一号中「（四十・九五円）」を削り、同表第十二号中「（三十三・六〇円）」を削り、同表第十三号中「（二十五・二〇円）」を削り、同表第十四号中「（十七・八五円）」を削る。

第二項中「当該変更の認定」の下に「。以下同じ。」を加え、同項の表第三号中「（三十七・八〇円）」を削り、同表第四号中「（五十七・七五円）」を削り、同表第五号中「（二十三・一〇円）」を削り、同表第六号中「（三十五・七〇円）」を削り、同表第七号中「一千」を「千」に改め、「（二十・四五円）」を削り、同表第八号中「一千」を「千」に改め、「（二十五・二〇円）」を削り、同表第九号中「（四十二・〇〇円）」を削り、同表第十号中「（二十七・三〇円）」を削り、同表第十一号中「（四十・九五円）」を削り、同表第十二号中「（三十三・六〇円）」を削り、同表第十三号中「（二十五・二〇円）」を削り、同表第十四号中「（十七・八五円）」を削る。

3　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、法第五条第一項の接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領又は法第六条第一項に規定する経済産業大臣の認定のうちいずれか遅い方の行為が再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前に行われた場合における当該行為に係る当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十七円	十年間
二	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十円	十年間
三	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの	三十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの	五十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	洋上風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
七	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
八	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
九	水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十一	水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十二	特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
十三	地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	十五年間